**平成２４年（フ）第１１３９号**
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目３番19―303号
破産者　大渡　修一
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５４号**
山梨県甲府市大里町3864番地７
破産者　泉　　明博
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１号**
岐阜県下呂市萩原町羽根103番地
破産者　髙田　直行
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第１２号**
岐阜県下呂市萩原町羽根103番地
破産者　髙田いづみ
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第９８号**
愛知県額田郡幸田町大字大草字塔ノ元５番地１
破産者　廣田　　稔
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１３３号**
愛知県豊田市平芝町６丁目38番地25　フォレスト平芝402号
破産者　齊藤　勝義
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１６２号**
京都市右京区西院春栄町52番地
破産者　平岡　一美
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第５９０号**
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地６棟603号
破産者　近藤　圭司
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１９８号**
熊本市南区田迎６丁目９番１―607号
破産者　長須　俊道
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第２２１号**
沖縄県豊見城市字嘉数149番地１　テラス満202号
破産者　宮城　常夫
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第２３０号**
東京都八王子市別所２丁目42番地５―501
破産者　銭谷　洋介
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２４年（フ）第４９３号**
札幌市中央区宮の森３条５丁目１番12号　ベスト宮の森Ｄ101号、申立時の住所札幌市西区宮の沢１条４丁目２番１―1102号
破産者　曽根　幸作
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第９２２号**
札幌市豊平区中の島１条１丁目１番５―410号
破産者　伊藤　博人
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１３９７号**
札幌市西区山の手３条３丁目４番19号
破産者　伊藤　明夫
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１３９８号**
札幌市西区山の手３条３丁目４番19号
破産者　伊藤　愛恵
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第６５号**
群馬県太田市飯塚町1338番地２　ウィズマンション301号、前住所群馬県前橋市粕川町新屋238番地31　ＴＯＮＯＮ　№12―102号
破産者　阿部　　徹
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２４年（フ）第１３１号**
さいたま市大宮区三橋１丁目629番地２　グリーンパーク大宮１―207
破産者　関　富士男
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第４６７号**
さいたま市西区大字高木1520番地18、旧住所さいたま市大宮区桜木町４丁目718番地３
破産者　鈴木　一雄
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第５９９号**
埼玉県加須市花崎北１丁目３番地16
破産者　鈴木　　雅
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係